

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告示 ○種畜証明書の交付（畜産振興課）	1
公告 ○県営土地改良事業の計画の定め（緊急 防災工事計画）（農業基盤課）	2
○林業種苗生産事業者講習会の実施（木材増産推 進課）	2
高知県公安委員会告示 ○告示（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部改正	2

告 示

高知県告示第69号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。
令和7年2月4日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜 の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11657414561	令7・ 1・16	北百合 (全和褐264)	牛	褐毛 和種	令4・ 12・9	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11487563361	令7・ 1・16	一千代 (全和褐265)	牛	褐毛 和種	令5・ 4・2	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11589468397	令7・ 1・16	多津北 (全和褐266)	牛	褐毛 和種	令5・ 4・26	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（第一調整池地区農村地域防災減災事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年2月4日から同年3月6日まで
- 3 縦覧場所
香美市役所
高 知 県 農 業 振 興 部 農 業 基 盤 課 ホ ー ム ペ ー ジ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- 4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

~~~~~  
林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和7年2月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 開催の日時及び場所

| 日時                                     | 場所                                  |
|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 令和7年3月14日（金）<br>午前9時30分から午後4時30分<br>まで | 香美市土佐山田町大平80<br>高知県立森林技術センター<br>事務室 |

- 2 受講対象者  
林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もう

とする者

- 3 林業種苗生産事業者講習会の内容  
（1） 種苗に関する法令 2時間  
（2） 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間  
（3） 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講手数料  
14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）
- 5 受講申込書の提出場所及び提出期限  
受講を希望する者は、受講申込書を令和7年2月21日（金）までに住所地为管轄する林業事務所（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。
- 6 受講申込書の配布場所  
高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合
- 7 問い合わせ先  
高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088－821－4602）

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

高知県公安委員会告示第2号

令和5年4月高知県公安委員会告示第6号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

令和7年2月4日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

表中

「

|       |                                        |       |
|-------|----------------------------------------|-------|
| 島田 作治 | 高知県高知南警察署生活安全課<br>電話番号088－834－0110（代表） | 高知南地区 |
| 竹内 健二 |                                        |       |
| 濱田 壽子 |                                        |       |
| 五藤 広志 |                                        |       |

」

を

「

|       |                                      |       |
|-------|--------------------------------------|-------|
| 島田 作治 | 高知県高知南警察署生活安全課<br>電話番号088－834－0110（代 | 高知南地区 |
| 濱田 壽子 |                                      |       |

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 五藤 広志 | 表) |  |
|-------|----|--|

に改める。